

## 議案第 5 3 号 三田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 【趣 旨】

令和 5 年 6 月 9 日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）（以下「改正法」という）が公布されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）別表第二が廃止されたため、条例を一部改正する。

### 【関係法令】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

### 【内 容】

行政機関間の迅速な情報連携、国民の利便性向上及び行政の効率化を目的に改正法が公布されたことにより、個人番号の利用分野・事務が拡大され、法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務についても、マイナンバーの利用が可能となった。

また、法改正に伴いマイナンバーの情報連携できる範囲を規定していた別表第二が廃止され、新たに主務省令で定めることとなったことから、三田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例においては、別表第二を参照する条文の内容等に所要の改正が必要となるが、具体的な改正箇所は下記のとおりとなる。

(1) 「別表第二」を参照する条文を改正する。

(2) 新設された用語（「特定個人番号利用事務」、「利用特定個人情報」）の定義を追

加する。

【施行期日】 公布の日

【予算措置】 なし

【その他】 なし